

この法令は、電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) サイトのうち、「法令検索」から法令名の用語索引をし、検索されたデータから日本語を忠実に抽出し、その後、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局により中国語訳を追加したものです。翻訳以降の改正有無については、同サイト内「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。また、提供している情報は、ご利用される方のご判断においてご使用ください。できるだけ正確な中国語情報の提供を心がけておりますが、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局及び JICA は一切の責任を負いかねます。

本法令以电子政府综合窗口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) 网站为对象，采用在“法令检索”栏下以法令名称用语检索的方式，如实提取检索显示的日语数据，并由中日养老服务政策及产业合作项目办公室进行中文翻译。关于翻译后是否曾经修订，请在该网站的“日本法令索引”链接确认修订历史记录。对于此处提供的信息，请利用者自行判断使用。我们致力于提供准确的中文信息，对于在使用过程中造成的不利后果，中日养老服务政策及产业合作项目办公室及 JICA 恕不负责。

昭和六十二年法律第三十号

(1987年5月26日第30号法律)

## 社会福祉士及び介護福祉士法

### 社会福祉士及护理福祉士法

目次

目录

第一章 総則（第一条—第三条）

第一章 总则（第一条—第三条）

第二章 社会福祉士（第四条—第三十八条）

第二章 社会福祉士（第四条—第三十八条）

第三章 介護福祉士（第三十九条—第四十四条）

第三章 护理福祉士（第三十九条—第四十四条）

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等（第四十四条の二—第四十九条）

第四章 社会福祉士及护理福祉士的义务等（第四十四条之二—第四十九条）

第五章 罰則（第五十条—第五十六条）

第五章 罚则（第五十条—第五十六条）

附則

附则

## 第一章 総則

### 第一章 总则

(目的)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第一条 为了确定社会福祉士及护理福祉士的资格，并规范其业务，以此为增进社会福祉做出贡献，制定本法。

(定義)

(定义)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

第二条 本法中的“社会福祉士”是指，经第二十八条的注册，使用社会福祉士的名称、掌握专业知识及技术，对于在身体上或精神上有障碍的、或者由于环境原因在日常生活中有困难的人员，根据他们在福祉方面的咨询，提供建议、指导、福祉服务的人员或者与医生等其他提供医疗保健服务的其他相关人员（第四十七条中称“福祉服务相关人员等”）进行联络及协调等其他援助业务（第七条及第四十七条之二中称“咨询援助”）的从业人员。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

2 本法中的“护理福祉士”是指，经第四十二条第一款的注册，使用护理福祉士的名称、掌握专业知识及技术，对于身体上或者精神上有障碍的在日常生活中存在困难的人士，根据其身心的状况提供护理（含吸痰等其他在日常生活中必须的行为中，在医生的指导下进行的（仅限于厚生劳动省省令规定的内容。以下称“吸痰等”））、以及对其及其护理人员进行指导（以下称“护

理等”)的从业人员。

(欠格事由)

(不够资格的理由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

第三条 属于下列各项之一者，不能成为社会福祉士或护理福祉士。

一 成年被後見人又は被保佐人

一 成年被监护人或被保护人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 被处以监禁以上的刑罚，其执行已经结束，或者未接受执行之日起未经过两年的人员

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 依据本法规定等社会福祉或医疗保健相关的法律规定，且政令有所规定的事项，被处以罚款的，其执行已经结束，或者未接受执行之日起未经过两年的人员

四 第三十二条第一項第二号又は第二項（これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

四 根据第三十二条第一款第二项或第二款（含上述规定准用于第四十二条第二款的情况）的规定，注册被取消，自其取消之日起未经过两年的人员。

## 第二章 社会福祉士

### 第二章 社会福祉士

(社会福祉士の資格)

(社会福祉士的资格)

第四条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

第四条 社会福祉士考试合格人员，即具备社会福祉士资格。

(社会福祉士試験)

(社会福祉士考试)

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

第五条 社会福祉士考试针对社会福祉士所需的知识和技能进行测试。

(社会福祉士試験の実施)

(社会福祉士考试的实施)

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

第六条 社会福祉士考试，每年实施一次以上，由厚生劳动大臣举办。

(受験資格)

(考试资格)

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第七条 不符合下列任意一项者，不得参加社会福祉士考试。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

一 在基于《学校教育法》（1947年第26号法律）成立的大学（短期大学除外。以下本条中亦同）修完文部科学省省令、厚生劳动省省令规定的社会福祉相关科目（以下本条中称“指定科目”）并毕业的人员或厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 在基于《学校教育法》成立的大学修完文部科学省省令、厚生劳动省省令规定的社会福祉相关的基础科目（以下本条中称“基础科目”）并毕业的人员或厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校和都道府县知事指定的培训机构（以下称“社会福祉士短期培训机构等”）中进行过六个月以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 在基于《学校教育法》成立的大学毕业人员和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校或都道府县知事指定的培训机构（以下称“社会福祉士一般培训机构等”）中，进行过一年以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

四 在基于《学校教育法》成立的短期大学（只限于学习年限为三年的）学习指定科目并毕业的人员（通过夜校授课的科目或网络授课接受教育的科目毕业的人员除外）和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在厚生劳动省省令规定的机构（以下本条中称“指定机构”）中从事过一年以上的咨询援助工作的人员

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

五 在基于《学校教育法》成立的短期大学（只限于学习年限为三年的大学）学习基础科目并毕业的人员（通过夜校授课的学科或网络授课接受教育的学科毕业的人员除外）和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在指定机构从事过一年以上的咨询援助工作后，在社会福祉士短期培训机构等机构进行过六个月以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 在基于《学校教育法》成立的短期大学（只限于学习年限为三年的大学）毕业的人员（通过夜校授课的学科或网络授课接受教育的学科并毕业的人员除外）和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在指定机构从事过一年以上的咨询援助工作后，在社会福祉士的一般培训机构等机构进行过一年以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

七 在基于《学校教育法》成立的短期大学学习了指定科目并毕业的人员和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在指定机构从事过两年以上的咨询援助业务的人员

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

八 在基于《学校教育法》成立的短期大学学习了基础科目并毕业的人员和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在指定机构从事过两年以上的咨询援助工作后，在社会福祉士短期培训机构等机构进行了六个月以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

九 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 《社会福祉法》（1951年第45号法律）第十九条第一款第二项中规定的修完培训机构课程的人员，在指定机构从事了两年以上的咨询援助工作后，在社会福祉士短期培训机构等机构进行了六个月以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 在基于《学校教育法》成立的短期大学或者高等学校毕业的人员和厚生劳动省省令规定的其他与其相当的人员，在指定机构从事两年以上的咨询援助工作后，在社会福祉一般培训机构等机构进行了一年以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

十一 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 在指定机构中从事四年以上的咨询援助工作后，在社会福祉士的一般培训机构等机构进行了一年以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法

（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十二 《儿童福祉法》（1947 年第 164 号法律）中规定的儿童福祉司、《身体障碍人士福祉法》（1949 年第 283 号法律）中规定的身体障碍人士福祉司、《社会福祉法》中规定的福祉相关办事处下设的本法第十五条第一款第一项规定的工作人员、《智力障碍人士福祉法》（1960 年第 37 号法律）中规定的智力障碍人士福祉司以及《老年人福祉法》（1963 年第 133 号法律）第六条及第七条中规定在社会福祉岗位上工作四年以上，之后在社会福祉士短期培训机构等机构进行了六个月以上的学习，掌握社会福祉士所需的知识及技能的人员

（社会福祉士試験の無効等）

（社会福祉士考试的无效等）

第八条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

第八条 厚生劳动大臣在社会福祉士考试发生作弊等相关行为的情况下，可以要求做出非法行为的有关人员，停止考试，或者令其考试无效。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

2 厚生劳动大臣可以令根据前款规定受到处分的人员在规定期限内不得参加社会福祉士考试。

（受験手数料）

（考试手续费）

第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

第九条 欲参加社会福祉士考试的人员，需考虑实际费用，应依照政令规定向国家缴纳相应金额的考试手续费。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

2 即便已缴费的人员未能参加社会福祉士考试，亦不退还前款考试手续费。

（指定試験機関の指定）

（指定考试机构的指定）

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

第十条 厚生劳动大臣根据厚生劳动省省令的规定，可令其指定者（以下本章中称“指定考试机构”）开展社会福祉士考试的相关事务（以下本章中称“考试事务”）。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定考试机构的指定，是根据厚生劳动省省令规定，由希望开展考试事务的机构申请而进行的。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

3 厚生劳动大臣，没有指定其他机构且认定前款申请不符合以下条件时，就不能指定其为指定考试机构。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

一 职员、设备、考试事务的实施办法等其他事项的考试事务相关实施计划，对于考试事务的正确执行和切实实施应当是恰当的

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 前项的考试事务相关实施计划，应当具备正确且切实执行所需的财务及技术基础。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

4 厚生劳动大臣在第二款申请符合下列任意一种情况时，不能指定其为指定考试机构。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

一 申请者为一般社団法人或一般财团法人以外的机构

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申请机构可能因考试事务以外的业务而无法公正地实施考试事务

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二



年を経過しない者であること。

三 申請機構根据第二十二條的規定被取消指定，自該取消之日起未經過两年的機構。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

四 申請機構的幹部中，有符合下列任意一項的人員。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(1) 違反本法被处以刑罚，已经完成执行，或自未受执行之日起未經過两年者

ロ 次條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(2) 根据下一條第二款的規定而命令解聘，自解聘之日起未經過两年者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

(指定考試機構的幹部的聘任及解聘)

第十一條 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條 指定考試機構幹部的聘任及解聘，未經厚生劳动大臣批准无效。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

2 如指定考試機構的幹部存在違反本法（含基于本法的命令或处分）或者存在違反第十三條第一款規定的考試事務規程的情況，或对考試事務做出嚴重不恰當的行為時，厚生劳动大臣可以命令指定考試機構解除該幹部的職務。

(事業計画の認可等)

(事業规划的批准等)

第十二條 指定試験機関は、每事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二條 指定考試機構在每個工作年度制定工作计划及收支預算，应在該工作年度开始前（在被指定之日所属的工作年度中，自接受指定之日起，立即）得到厚生劳动大臣的批准。欲更改其內容時亦同。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定考试机构应在每个工作年度后三个月以内，制定其工作年度的业务报告及收支报表，提交厚生劳动大臣。

(試験事務規程)

(考试事务規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 指定考试机构应于考试事务开始前制定实施考试事务的相关規程(以下本章中称“考试事务規程”)，必须得到厚生劳动大臣的批准。希望更改其内容时亦同。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

2 考试事务規程中应規定的事項，由厚生劳动省省令規定。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 厚生劳动大臣认为第一款认可的考试事务規程在正确和切实行使考试事务上存在不妥时，可以命令指定考试机构更改該規程。

(社会福祉士試験委員)

(社会福祉士考试委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、社会福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

第十四条 指定考试机构开展考试事务时，判定是否掌握社会福祉士所需的知識及技能的相关事務应由社会福祉士考试委員（以下本章中称“考试委員”)进行。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

2 指定考试机构欲选任考试委員时，应从具备厚生劳动省省令規定的条件的人员中进行选任。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚

生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

3 指定考试机构选任考试委员时,要根据厚生劳动省省令的规定,向厚生劳动大臣提出申报。变更考试委员时,亦同。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

4 第十一条第二款規定准用于解聘考试委员。

(規定の適用等)

(规定的适用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

第十五条 指定考试机构开展考试事务时,在适用第八条第一款及第九条第一款规定时,第八条第一款中的“厚生劳动大臣”及第九条第一款中的“国家”,替换为“指定考试机构”。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

2 依照前款规定,替换适用第九条第一款的规定,缴纳给指定考试机构的考试手续费,成为指定考试机构的收入。

(秘密保持義務等)

(保密义务等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十六条 指定考试机构的干部或职员(含考试委员。下一项中亦同)或者担任此类职务的人员,禁止泄露通过考试事务获知的秘密。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 从事考试事务的指定考试机构的干部或职员,在适用《刑法》(1907年第45号法律)等其他罚则时,将被视为依法从事公务的职员。

(帳簿の備付け等)

(账本的准备等)

第十七条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第十七条 指定考试机构应根据厚生劳动省省令规定，准备账本，记录考试事务相关事项中厚生劳动省省令规定的事项，并予以保存。

（監督命令）

（監督命令）

第十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第十八条 厚生劳动大臣认为在施行本法上有必要时，可以向指定考试机构下达有关考试事务的必要监督指令。

（報告）

（報告）

第十九条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第十九条 厚生劳动大臣认为在施行本法上有必要时，可以在必要的限度内，根据厚生劳动省省令的规定，让指定考试机构做出报告。

（立入検査）

（现场检查）

第二十条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第二十条 厚生劳动大臣认为在施行本法上有必要时，可以在必要的限度内，令其职员前往指定考试机构的办公室，对指定考试机构的账本、文件等其他必要的物品进行检查，或者向相关人员提问。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 根据前款规定进行现场检查的职员，应携带证明其身份的证件，且在相关人员提出请求时应出示其证件。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一款规定的权限不得解释为是为了接受刑事调查。

(試験事務の休廃止)

(考试事务的停止废止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十一条 未经厚生劳动大臣许可，指定考试机构不得中止或者取消全部或者部分考试事务。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第二十二条 厚生労働大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

第二十二条 指定考试机构符合第十条第四款各项（第三项除外）中的任意一项时，厚生劳动大臣应取消其指定。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 指定考试机构符合下列各项中的任意一项时，厚生劳动大臣需取消其指定或命令其在规定时间内停止全部或部分考试事务。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

一 认定其不再满足第十条第三款各项的条件时

二 第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

二 违反根据第十一条第二款（含准用于第十四条第四款的情况）、第十三条第三款或者第十八条规定做出的命令时

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

三 违反第十二条、第十四条第一款至第三款或者上一条款的规定时

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 在执行考试事务时未遵守第十三条第一款批准的考试事务规程时

五 次条第一項の条件に違反したとき。

五 违反下一条第一款的条件时。

(指定等の条件)

(指定等的条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第二十三条 根据第十条第一款、第十一条第一款、第十二条第一款、第十三条第一款或者第二十一条规定做出的指定、认可或许可，可以附加条件及对其进行变更。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の确实な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

2 前款条件是指，为确保该指定、批准或许可的事项得到切实执行，仅限在所需的最低限度，且不得对该指定、批准或许可的获准人员施加不合理的义务。

第二十四条 削除

第二十四条 删除

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

(对指定考试机构做出的处分等的审查请求)

第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十五条 对于指定考试机构做出的有关考试事务的处分或其不作为的行为感到不服的人员，可以向厚生劳动大臣提出审查请求。这种情况下，厚生劳动大臣，在适用《行政不服审查法》（2014年第68号法律）第二十五条第二款及第三款、第四十六条第一款及第二款、第四十七条以及第四十九条第三款的规定上，视为指定考试机构的上级行政厅。

(厚生労働大臣による試験事務の実施等)

(由厚生劳动大臣实施考试事务等)

第二十六条 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

第二十六条 厚生劳动大臣在对指定考试机构做出指定时，不得开展考试事务。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 厚生劳动大臣在指定考试机构根据第二十一条规定接到许可后停止全部或部分考试事务时、根据第二十二条第二款的规定命令指定考试机构停止全部或部分考试事务时、或者指定考试机构由于自然灾害等其他事由难以执行全部或部分考试事务而认为有必要时，可自行开展全部或部分考试事务。

(公示)

(公示)

第二十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第二十七条 在下列情况下，厚生劳动大臣必须将其内容公示在政府公报上。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

一 根据第十条第一款的规定做出指定时。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

二 根据第二十一条的规定做出批准时。

三 第二十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 根据第二十二条规定取消指定，或者接到命令停止全部或部分考试事务时。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

四 根据上一条第二款的规定，自行执行全部或部分考试事务时，或者未执行原本自行执行的全部或部分考试事务时。

(登録)

(注册)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第二十八条 具备成为社会福祉士资格并希望成为社会福祉士的人员，必须在社会福祉士注

册簿上登记姓名、出生日期等其他厚生劳动省省令规定的事项。

(社会福祉士登録簿)

(社会福祉士注册簿)

第二十九条 社会福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

第二十九条 社会福祉士注册簿，由厚生劳动省准备。

(社会福祉士登録証)

(社会福祉士注册证)

第三十条 厚生労働大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

第三十条 厚生劳动大臣在社会福祉士进行注册时，向申请者颁发写有第二十八条规定事项的  
社会福祉士注册证（以下本章称“注册证”）。

(登録事項の変更の届出等)

(注册事项变更的申请等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十一条 社会福祉士在已注册事项发生变更时，应立即向厚生劳动大臣申报该情况。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 社会福祉士在根据前款规定进行申报时，必须在申报时附上注册证一并提交，并接受其变更。

(登録の取消し等)

(注册的取消等)

第三十二条 厚生労働大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

第三十二条 社会福祉士符合下列任意一项时，厚生劳动大臣应取消其注册。

一 第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

一 符合第三条各项（第四项除外）中任意一项的情况



二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

二 基于虚假或者非法事实完成注册的情况

2 厚生労働大臣は、社会福祉士が第四十五条及び第四十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 社会福祉士违反第四十五条及第四十六条的规定时，厚生劳动大臣可以取消其注册，或者规定期限命令其停止使用社会福祉士的名称。

(登録の消除)

(注册的撤除)

第三十三条 厚生労働大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第三十三条 厚生劳动大臣，在社会福祉士的注册失效时，必须撤销其注册。

(変更登録等の手数料)

(変更注册等的手续费)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第三十四条 欲变更注册证所写事项的人员及补发注册证的人员，应考虑实际费用，并向国家缴纳政令规定的手续费。

(指定登録機関の指定等)

(指定注册机构的指定等)

第三十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定登録機関」という。）に社会福祉士の登録の実施に関する事務（以下この章において「登録事務」という。）を行わせることができる。

第三十五条 厚生劳动大臣可根据厚生劳动省省令的规定，令其指定的机构（以下本章称“指定注册机构”）开展社会福祉士注册的相关事务（以下本章称“注册事务”）。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定注册机构的指定，应根据厚生劳动省省令的规定，由希望开展注册事务的机构进行申请。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一

条第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

第三十六條 指定注册机构开展注册事务的情况下，在适用第二十九條、第三十條、第三十一條第一款、第三十三條及第三十四條の規定時，這些規定中的“厚生労働省”、“厚生労働大臣”及“国家”，替换为“指定注册机构”。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

2 在指定注册机构进行注册的情况下，希望接受社会福祉士注册的人员，应考虑实际费用，并向制定注册机构缴纳政令规定的手续费。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四條及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

3 根据第一款的规定替换适用的第三十四條及前款的规定，向指定注册机构缴纳的手续费，成为指定注册机构的收入。

（準用）

（准用）

第三十七條 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで、第十六條から第二十三條まで並びに第二十五條から第二十七條までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項」とあり、及び同條第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十五條第二項」と、第十六條第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項（第十四條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「、第十四條第一項から第三項まで又は前條」とあるのは「又は前條」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十五條第一項」と読み替えるものとする。

第三十七條 第十條第三款及第四款、第十一條至第十三條，第十六條之第二十三條以及第二十五條至第二十七條の規定，准用于指定注册机构。此种情形下，這些規定中的“考试事务”替换为“注册事务”；“考试事务規程”替换为“注册事务規程”；第十條第三款中的“前款”及該條第四項各款所列以外的部分中的“第二款”替换为“第三十五條第二款”；第十六條第一款中的“职员（含考试委员。下一款中亦同）”替换为“职员”；第二十二條第二款第二項中的“第十一條第二款（含在第十四條第四款中准用的情况）”替换为“第十一條第二款”；本款第三項中的“，第十四條第一款至第三款或者上一條”替换为“或者上一條”；第二十三條第一款及第二十七條第一款中的“第十條第一款”替换为“第三十五條第一款”。

(政令及び厚生労働省令への委任)

(向政令及厚生劳动省省令授权)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に関し必要な事項は政令で、社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十八条 除本章规定的事项外，指定社会福祉士短期培训机构等及社会福祉士一般培训机构等所需的相关事项，由政令规定；社会福祉士考试、指定考试机构、社会福祉士的注册、指定注册机构等其他施行本章规定所需的事项，由厚生劳动省省令规定。

### 第三章 介護福祉士

### 第三章 护理福祉士

(介護福祉士の資格)

(护理福祉士の资格)

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第三十九条 符合下列任意一项的人员，均有资格成为护理福祉士。

(介護福祉士試験)

(护理福祉士考试)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

第四十条 护理福祉士考试考查护理福祉士所需的知识及技能。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

2 不符合下列任意一项者，不得参加护理福祉士考试。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

一 根据学校教育法第九十条第一款的规定能够进入大学学习者（根据本项规定文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校为大学的，含该大学根据同条第二款的规定允许进入该大学学习者。），并在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校或都道府县知事指定的培训设施完成两年

以上护理福祉士所需知识与技能的学习的

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 在学校教育法规定的大学完成文部科学省令、厚生劳动省令规定的社会福祉相关科目且毕业生等其他厚生劳动省令规定的同等条件者，并在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校或都道府县知事指定的培训设施完成一年以上护理福祉士所需知识及技能的学习的

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 根据学校教育法第九十条第一款的规定能够进入大学学习者（本项厚生劳动省令规定的学校为大学的，含该大学根据同条第二款的规定允许进入该大学学习者。），并在厚生劳动省令规定的学校或培训所毕业后，在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校或都道府县知事指定的培训设施完成一年以上护理福祉士所需知识及技能的学习的

四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上（専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、二年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

四 在学校教育法规定且文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的高等学校或中等教育学校完成三年以上（属于在专业课程学习二年以上所需知识及技能的，为二年以上）护理福祉士所需知识及技能的学习的

五 三年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

五 已从事三年以上护理工作，并在文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校或都道府县知事指定的培训设施完成六个月以上护理福祉士所需知识及技能的学习的

六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

六 属于与前各项所列者具有同等以上知识及技能者，由厚生劳动省令规定的

3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

3 第六条、第八条及第九条的规定准用于护理福祉士考试。

(指定試験機関の指定等)

(指定考试机构的指定等)

第四十一条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、介護福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

第四十一条 厚生劳动大臣根据厚生劳动省省令的规定，可令其指定者（以下本章中称“指定考试机构”）开展社会福祉士考试的相关事务（以下本章中称“考试事务”）。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定考试机构的指定，是根据厚生劳动省省令规定，由希望开展考试事务的机构申请而进行的。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第十条第三項第一号中「、試験事務の実施」とあるのは「、第四十一条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の実施」と、第十四条第一項中「社会福祉士として」とあるのは「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは「介護福祉士試験委員」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 第十条第三款及第四款、第十一条至第二十三条以及第二十五条至第二十七条的规定准用于指定考试机构。此种情形下，第十条第三项第一款中的“、考试事务的实施”替换为“、第四十一条第一款规定的考试事务（以下简称“考试事务”）的实施”；第十四条第一款中的“社会福祉士”替换为“护理福祉士”；“社会福祉士考试委员”替换为“护理福祉士考试委员”；第二十三条第一款及第二十七条第一项中的“第十条第一款”替换为“第四十一条第一款”。

(登録)

(注册)

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第四十二条 具备成为护理福祉士的资格并希望成为护理福祉士的人员，必须在护理福祉士注册簿上，登记姓名、出生日期等其他厚生劳动省省令规定的事项。

2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場

合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一条並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

2 第二十九条至第三十四条の規定准用于护理福祉士の注册。此种情形下，第二十九条中的“社会福祉士注册簿”替换为“护理福祉士注册簿”；第三十条中的“第二十八条”替换为“第四十二条第一款”；“社会福祉士注册证”替换为“护理福祉士注册证”；第三十一条以及第三十二条第一款及第二款中的“社会福祉士”替换为“护理福祉士”。

（指定登録機関の指定等）

（指定注册机构的指定等）

第四十三条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定登録機関」という。）に介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下この章において「登録事務」という。）を行わせることができる。

第四十三条 厚生劳动大臣可根据厚生劳动省省令的规定，令其指定的机构进行（以下本章称“指定注册机构”）开展护理福祉士注册的相关事务（以下本章称“注册事务”）。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定注册机构的指定，是根据厚生劳动省省令的规定，由希望开展注册事务的机构进行申请。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十六条第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

3 第十条第三款及第四款、第十一条至第十三条、第十六条至第二十三条、第二十五条至第二十七条以及第三十六条の規定，准用于指定注册机构。此种情形下，这些规定中的“考试事

务”替换为“注册事务”；“考试事务规程”替换为“注册事务规程”；第十条第三款中的“前款”及该条第四款各项所列内容以外的部分中的“第二款”替换为“第四十三条第二款”；该款第二项中的“其执行”替换为“其执行的《职业稳定法》（1947 年第 141 号法律）第四条第一款规定的职业介绍事业（其从事的工种仅限于包含护理等的工种。）等其他”；第十六条第一款中的“职员（含考试委员。下一款中亦同）”替换为“职员”；第二十二条第二款第二项中的“第十一条第二款（含准用于第十四条第四款的情况）”替换为“第十一条第二款”；该款第三项中的“、第十四条第一款至第三款或者上一条”替换为“或者上一条”；第二十三条第一款及第二十七条第一项中的“第十条第一款”替换为“第四十三条第一款”；第三十六条第二款中的“社会福祉士”替换为“护理福祉士”。

（政令及び厚生労働省令への委任）

（向政令及厚生劳动省省令授权）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する学校及び養成施設の指定並びに同項第四号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四十四条 除本章规定的事项外，第三十九条第一项至第三项规定的学校及培训机构的指定、以及第四十条第二款第一项规定的高等学校及中等教育学校的指定的相关必要事项，由政令规定；护理福祉士考试、指定考试机构、护理福祉士的注册、指定注册机构等其他施行本章规定所需的相关事项，由厚生劳动省省令规定。

#### 第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

#### 第四章 社会福祉士及护理福祉士的义务等

（誠実義務）

（诚实的义务）

第四十四条之二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十四条之二 社会福祉士及护理福祉士必须始终站在其负责的人员的立场上，诚实地履行自己的职责，以使其负责的人员能保持个人尊严，独立经营日常生活。

（信用失墜行為の禁止）

（失信行为的禁止）

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第四十五条 社会福祉士或者护理福祉士，不得做出伤害社会福祉士或者护理福祉士信誉的行为。

（秘密保持義務）

（保密义务）

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

第四十六条 无正当理由，社会福祉士或者护理福祉士，不得泄露其业务相关人士的秘密。即使不再担任社会福祉士或者护理福祉士后，也有同样的义务。

（連携）

（合作）

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

第四十七条 社会福祉士在开展业务时，为了向其负责的人员提供全面、适当的福祉服务及与之相关的卫生服务及其他服务（在下一款中称“福祉服务”等），应因地制宜地发挥创意和创造力，并保持与福祉服务相关人员等的合作。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 护理福祉士在开展业务时，为了能对其负责的人员，结合痴呆症（“《护理保险法》（1997年第123号法律）第五条之二规定的痴呆症）等身心状况提供全面、恰当的福祉服务等，应与福祉服务人员等保持合作。

（資質向上の責務）

（提高素质的责任和义务）

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に



努めなければならない。

第四十七条之二 社会福祉士或者护理福祉士，为了适应社会福祉及护理环境的变化所带来的业务内容的变化，应努力提高咨询援助或者护理等相关的知识及技能。

（名称の使用制限）

（名称的使用限制）

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

第四十八条 非社会福祉士者不得使用社会福祉士这一名称。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

2 非护理福祉士者不得使用护理福祉士这一名称。

（保健師助産師看護師法との関係）

（与《保健师助产士护士法》的关系）

第四十八条之二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

第四十八条之二 护理福祉士不受《保健师助产士护士法》（1948 年第 203 号法律）第三十一条第一款及第三十二条的规定所限，可以以治疗辅助的形式从事吸痰等业务。

2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

2 前款的规定，根据准用于第四十二条第二款的第三十二条第二款的规定，不适用于被责令停止使用护理福祉士名称的人员。

（喀痰吸引等業務の登録）

（吸痰等业务の注册）

第四十八条之三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第四十八条之三 作为自身的事业或者其中的一个环节，希望开展吸痰等（仅限于护理福祉士从事的业务）业务（以下称“吸痰等业务”）的人员，必须在其经营场所、其所在地的都道府县知事处注册。

2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省

令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 欲得到上一款注册的人员（以下本章称“注册”），应按照厚生劳动省省令的规定，向都道府县知事提交写有下列事项的申请书。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 一 姓名或者名称及住址，以及如为法人则为其法人代表的姓名

- 二 事業所の名称及び所在地
- 二 经营场所的名称及地址

- 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- 三 计划开展吸痰等业务日期

- 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 四 其他厚生劳动省省令规定的事项

（欠格条項）

（不合格的条款）

第四十八条之四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

第四十八条之四 符合下列各项任意一项的人员，不能进行注册。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 一 被处以监禁以上的刑罚，已经结束执行，或者自未接受执行之日起未经过两年的人员

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 本法规定等其他社会福祉或者医疗保健相关的法律规定中，根据政令规定被处以罚款的，已经结束执行，或者自未接受执行之日起未经过两年的人员

三 第四十八条之七の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 在根据第四十八条之七的规定被撤销注册，其撤销之日起未经过两年的人员

四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

四 法人内部开展该业务的干部中，有符合前三项中任意一项的人员

（登録基準）

（注册标准）

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

第四十八条之五 都道府县知事在根据第四十八条之三中第二款的规定申请注册的人员符合下列全部条件时，应予以注册。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

一 符合厚生劳动省省令规定的确保与医生、护士等其他医务工作人员的合作的标准。

二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

二 采取了厚生劳动省省令为了安全且妥善地开展吸痰等业务而规定的必要措施，如完整地记录实施吸痰等的相关操作。

三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

三 由于医生、护士等其他医务工作人员操作吸痰等的体制很完善，导致无需护理福祉士进行吸痰操作等，不符合厚生劳动省省令规定的情况。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

2 注册时应注册簿上写明下列事项。

一 登録年月日及び登録番号

一 注册日期及注册编号

二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

二 第四十八条之三第二款各项所列事项

（変更等の届出）

（変更等の申报）

第四十八条の六 登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条

の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第四十八条之六 已注册人员（以下称“注册吸痰等的工作人员”），希望变更第四十八条之三第二款第一项至第三项所列事项时，本项第四款所列事项发生变更时，应立即向都道府县知事申报。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 注册吸痰等的工作人员，如果不再需要进行吸痰等业务时，应立即向都道府县知事进行申报。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

3 已根据前款规定提出申报时，该注册吸痰等的工作人员的注册将失效。

（登録の取消し等）

（注册的取消等）

第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

第四十八条之七 注册吸痰等工作人员符合下列任意一项时，都道府县的知事可取消其注册，或者规定时间令其停止“吸痰”等业务。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

一 符合第四十八条之四各项（第三项除外）中的任意一项时。

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

二 不符合第四十八条之五第一款各项所列条件时。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 未根据上一条第一款的规定进行申报，或者进行虚假申报时。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

四 基于虚假或者非法事实完成注册时。

（公示）

(公示)

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

第四十八条之八 在下列情况下，都道府县知事必须进行公示。

一 登録をしたとき。

一 批准注册时。

二 第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。

二 接到根据第四十八条之六第一款规定提交的申报（仅限于涉及姓名或名称或住址、或者经营场所名称或地址的）时。

三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。

三 接到根据第四十八条之六第二款规定提交的申报时。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

四 根据上一条的规定取消注册，或者命令停止吸痰等业务时。

(準用)

(准用)

第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第四十八条之九 第十九条及第二十条的规定，准用于注册吸痰等工作人员。此种情形下，在这些规定中的“厚生劳动大臣”应替换为“都道府县知事”。

(厚生労働省令への委任)

(向厚生劳动省省令授权)

第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十八条之十 除第四十八条之三至上一条规定的事项外，吸痰等业务的注册所需的相关事项，由厚生劳动省省令规定。

(権限の委任)

(权限的委任)

第四十八条の十一 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第四十八条之十一 本法规定的厚生劳动大臣权限，根据厚生劳动省省令的规定，可以委任给地方厚生局的局长。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 根据前款规定委任给地方厚生局局长的权限，根据厚生劳动省省令规定，可以委任给地方厚生分局的分局长。

(経過措置)

(过渡措施)

第四十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十九条 在基于本法规定制定、或者修订废止命令的情况下，在制定、或者修订废止命令的过程中，可在认为合理而必要的范围内，制定所需的过渡措施（含罚则相关过渡措施）。

## 第五章 罰則

### 第五章 罚则

第五十条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 违反第四十六条规定的人员，处一年以下徒刑或者三十万日元以下罚款。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前款罪行如果没有起诉，就不能提起公诉。

第五十一条 第十六条第一項（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 违反第十六条第一款（含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况）规定的人员，处一年以下徒刑或者三十万日元以下罚款。

第五十二条 第二十二條第二項（第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による第十条第一項若しくは第四十一条第一項に規定する試験事務(第五十四条において単に「試験事務」という。)又は第三十五条第一項若しくは第四十三条第一項に規定する登録事務(第五十四条において単に「登録事務」という。)の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十条第一項若しくは第四十一条第一項に規定する指定試験機関(第五十四条において単に「指定試験機関」という。)又は第三十五条第一項若しくは第四十三条第一項に規定する指定登録機関(第五十四条において単に「指定登録機関」という。)の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 根据第二十二条第二款(含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况)的规定,违反停止第十条第一款或第四十一条第一款规定的考试事务(第五十四条中简称“考试事务”)或者第三十五条第一款或者第四十三条第一款规定的注册事务(第五十四条中简称“注册事务”)的命令时,做出该违法行为的第十条第一款或第四十一条第一款规定的指定考试机构(第五十四条中简称“指定考试机构”),或者第三十五条第一款或第四十三条第一款规定的指定注册机构(第五十四条中简称“指定注册机构”)的干部及职员,处以一年以下徒刑或者三十万日元以下罚款。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 符合下列任意一项的,处三十万日元以下罚款。

一 第三十二条第二項の規定により社会福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、社会福祉士の名称を使用したもの

一 根据第三十二条第二款的规定,被责令停止使用社会福祉士名称的人员,在责令停止使用期间使用了社会福祉士名称的

二 第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、介護福祉士の名称を使用したもの

二 根据准用于第四十二条第二款的第三十二条第二款的规定,被责令停止使用护理福祉士名称的人员,在责令停止使用期间使用了护理福祉士名称的

三 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 违反了第四十八条第一款或者第二款规定的人员

四 第四十八条之三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行った者

四 违反第四十八条之三第一项的规定,未得到该款注册,即从事吸痰等业务的人员

五 第四十八条之七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者

五 违反根据第四十八条之七规定责令停止吸痰等业务的命令的人员

第五十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 符合下列任意一项时，对做出该违法行为的指定考试机构或者指定注册机构的干部或者职员，处以二十万日元以下的罚款。

一 第十七条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

一 违反第十七条（含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况）的规定，未准备账簿、未记账、或在账簿上做假账、或者未保存账簿时。

二 第十九条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 违反第十九条（含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况）的规定未作报告，或者作虚假报告时。

三 第二十条第一項（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 拒绝、妨碍或躲避根据第二十条第一款（含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况）规定进行的走访或检查、或者不陈述问题、或做出虚假陈述时。

四 第二十一条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

四 未经第二十一条（含准用于第三十七条、第四十一条第三款及第四十三条第三款的情况）批准，停止了全部考试事务或注册事务时。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 符合下列各项中的任意一项时，将对做出违法行为的人员处二十万日元以下罚款。

一 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一 未根据准用于第四十八条之九的第十九条的规定做出报告，或者做出虚假报告时。

二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。



二 拒绝、妨碍或躲避根据准用于第四十八条之九的第二十条第一款规定进行的走访或检查、或者不陈述问题、或做出虚假陈述时。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十六条 法人代表或者法人或自然人的代理人、雇员等其他员工，在其法人或者自然人的业务上，做出违反第五十三条第四项或第五项或者上一条的行为时，除惩罚违法行为人外，还将按照本条各项规定对该法人或者自然人处以罚款。

附 則

附 則

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过一年的范围内、政令规定之日起施行。

(介護福祉士試験の受験資格の特例)

(护理福祉士考试的考试资格的特例)

第二条 第四十条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

第二条 不受第四十条第二款规定所限，下列人员从事护理等业务达九个月以上的，可以参加护理福祉士考试。

一 平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

一 2014年3月31日之前，在基于《学校教育法》成立的高等学校或者中等教育学校中文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校入学，在该学校学习三年以上（专业课中需要学习两年以上护理福祉士所需的基础知识及技能时，为两年以上），掌握护理福祉士所需的基础知识及技能的人员

二 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く。）

二 2016年4月1日至2019年3月31日、在基于《学校教育法》成立的高等学校或者中等教育学校中文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校入学，在该学校学习三年以上，掌握护理福祉士所需的基础知识及技能的人员（下一项所列人员除外）

三 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が二年以上であるものに限る。）において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

三 2016年4月1日至2020年3月31日、在基于《学校教育法》成立的高等学校或者中等教育学校中文部科学大臣及厚生劳动大臣指定的学校入学，在该学校的专业课中（仅限学习年限在两年以上的专业）学习两年以上护理福祉士所需的基础知识及技能的人员。

2 前項各号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

2 有关指定前款各项规定的高等学校及中等教育学校的必要事项，由政令规定。

（認定特定行為業務従事者に係る特例）

（关于认定特定行为业务工作者的特例）

第三条 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

第三条 护理业务的从业人员（护理福祉士除外。下一条第二款中亦同）中，被授予本条第一款的认定特定行为业务工作者认定书的人员（以下称“认定特定行为业务工作者”），不受《保健师助产士护士法》第三十一条第一款及第三十二条的规定所限，暂时作为医疗辅助人员，可在医生的指示下，开展特定行为（根据吸痰等该认定特定行为业务工作者修完的下一条第二款规定的吸痰等培训课程，由厚生劳动省省令规定的行为。以下亦同）的行业。但是，根据下一条第四款规定被命令停止特定行为业务的人员，不在此限。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 认定特定行为业务工作者，在开展特定行为的业务时，必须保持与医生、护士等其他医务工作人员的合作。

第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

第四条 认定特定行为业务工作者的认定书，根据厚生劳动省省令规定，由都道府县知事发放。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

2 认定特定行为业务工作者的认定书，旨在让从事护理业务的人员，掌握成为认定特定行为业务工作者所需的知识及技能，如非在都道府县知事或接受其注册的机构（以下称“注册培训机构”）开展的培训（以下称“吸痰等培训”）中完成学业且得到都道府县知事认定的人员，不能获得认定书。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

3 对于符合下列任意一项的人员，都道府县知事可以不发放认证特定行为业务工作者认定书。

一 成年被後見人又は被保佐人

一 成年被监护人或被保护人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 被判处拘役以上徒刑，其执行已结束，或者自未接受执行之日起未超过两年的人员

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 根据本法规定等其他社会福祉或者医疗保健的法律规定，根据政令规定被处以罚款，其执行已经结束，或者自未接受执行之日起未超过两年的人员

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 根据准用于第四十二条第二款的第三十二条第一款第二项或者第二款规定，护理福祉士的

注册被取消，自取消之日起未超过两年的人员

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

五 根据下一项规定，被要求返还认定特定行为业务工作者认定书，自该日起未超过两年的人员。

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

4 都道府县知事在认定特定行为业务工作者符合下列任意一项的情况下，可以命令其在规定期限停止特定行为的业务，或者令其返还认证特定行为业务工作者的认定书。在此情况下，实施该处理的相关必要事项，由政令规定。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

一 符合前款各项（第五项除外）中任意一项的情况

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

二 除了符合前一项的情况以外，做出与特定行为的业务有关的不正当行为的情况

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

三 基于虚假或非法事实获得认定特定行为业务工作者的认定书的情况

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 除上述各项规定之外，关于认定特定行为业务工作者认定书的发放、补发及返还，第二款的都道府县知事的认定等其他认定特定行为业务工作者的相关必要事项，由厚生劳动省省令规定。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

（认定特定行为业务工作者认定书的发放事务的委托）

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

第五条 都道府县知事，可根据厚生劳动省省令的规定，将上一条规定的认定特定行为业务工

作者认定书的相关事务（认定特定行为业务工作者认定书返还涉及的事务及其他政令规定的事务除外。下一款称“认定书发放事务”），全部或部分委托给注册培训机构。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあっては、前条第二項の登録（次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 根据前款规定，得到认定书发放事务委托的注册培训机构干部（非法人注册培训机构为接到上一条第二款的注册（下一条至附则第九条以及附则第十六条、第十七条及第十九条中称“注册”）的人员）或职员或者担任此类职务的工作人员，不得泄露有关该委托的认定书发放事务的秘密。

（登録の申請）

（注册的申請）

第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

第六条 注册是，根据厚生劳动省省令的规定，由各个经营场所希望接受吸痰等培训的人员申请进行的。

（欠格条項）

（不合格條款）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

第七条 符合下列任意一项的人员，不能进行注册。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

一 被判处拘役以上徒刑，其执行已结束，或者自未接受执行之日起未超过两年的人员

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 根据本法规定等其他社会福祉或者医疗保健相关的法律规定中政令规定的内容，被处以罚款，执行已经结束，或者自未接受执行之日起未超过两年的人员

三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 根据附则第十六条的规定注册被取消，自取消之日起未超过两年的人员

四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

四 法人内部开展该业务的干部中，有符合前三项中任意一项的人员。

(登録基準)

(注册标准)

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

第八条 都道府県知事在根据附则第六条的规定申请注册的人员符合下列全部条件时，应予以注册。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

一 针对吸痰等相关法律制度及实务相关科目，实施吸痰等培训业务。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

二 前项的吸痰等相关实务的相关科目，需由医生、护士等其他厚生劳动省省令规定的人员作为讲师，从事吸痰等培训业务

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 除了前两项所列事项外，还需符合厚生劳动省省令规定的标准，可以妥善并切实开展吸痰等培训业务。

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

2 注册时，培训机构注册簿上应写有下列事项。

一 登録年月日及び登録番号

一 注册日期及注册编号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 接受注册的人员的姓名或者名称及住址、以及如为法人则为其法人代表的姓名

三 事業所の名称及び所在地

三 经营场所的名称及地址

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

四 计划开始吸痰等培训业务的日期

五 その他厚生労働省令で定める事項

五 其他厚生劳动省省令规定的事项

(登録の更新)

(注册の更新)

第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第九条 如果在五年以上十年以内政令规定的每个时间段都未更新注册，将由于过期而失效。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

2 前三条的规定准用于前款注册的更新。

(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

(吸痰等培训的相关义务)

第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

第十条 注册培训机构，应当公正地按照符合附则第八条第一款各项规定及厚生劳动省省令规定的标准的方法，进行吸痰等培训。

(変更の届出)

(变更的申报)

第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条 注册培训机构欲变更附则第八条第二款各项（第一项除外）所列事项时，应事先向都道府县知事提出申报。

(業務規程)

(业务规程)

第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条 注册培训机构制定吸痰等培训业务的相关规程（以下称“业务规程”），在开展吸痰等培训业务之前，应向都道府县知事进行申报。欲变更其规程时亦同。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

2 业务规程中，必须要确定吸痰等培训的实施办法、吸痰等培训的相关费用等其他厚生劳动省省令规定的事项。

（業務の休廃止）

（业务的停止废止）

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十三条 注册培训机构欲停止或者废止全部、或者部分吸痰等培训业务时，需根据厚生劳动省省令的规定，事先向都道府县知事提出申报。

（適合命令）

（符合命令）

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条 都道府县知事在确认注册培训机构不符合附则第八条第一款各项中任意一项时，可对该注册培训机构采取必要的措施，以使其符合这些规定。

（改善命令）

（改善命令）

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条 都道府县知事在确认注册培训机构违反附则第十条的规定时，可命令该注册培训机构，根据该条规定开展吸痰培训或者为改善吸痰等培训的方法等业务方法采取必要的措施。

（登録の取消し等）



(注册的撤销等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十六条 都道府县知事，在注册培训机构符合下列任意一项时，将取消其注册，或者规定时间命令其停止全部或部分吸痰等培训业务。

一 附則第七条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

一 符合附則第七条各项（第三项除外）中任意一项时

二 附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。

二 违反附則第十一条至第十三条的规定时

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

三 违反根据前两条规定做出的命令时

四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

四 违反准用于附則第十八条的第十七条规定时

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

五 基于虚假或者非法事实完成注册时

(公示)

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

第十七条 在下列情况下，都道府县知事必须进行公示。

一 登録をしたとき。

一 批准注册时

二 附則第十一条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。

二 接到根据附則第十一条规定提交的申报（仅限于涉及姓名或名称或住址、或者经营场所名称或地址的）时

三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。

三 接到根据附则第十三条规定提交的申报时

四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 根据上一条规定取消注册，或者命令其停止全部或部分业务时。

（準用）

（准用）

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十八条 第十七条、第十九条及第二十条の規定，准用于注册培训机构。此种情形下，第十七条中的“考试事务”替换为“吸痰等培训业务”；第十九条及第二十条第一款中的“厚生劳动大臣”应替换为“都道府县知事”。

（厚生労働省令への委任）

（向厚生劳动省省令授权）

第十九条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十九条 除附则第六条至上一条规定的事项外，注册培训机构注册所需的相关事项，由厚生劳动省省令规定。

（特定行為業務の登録）

（特定行为业务的注册）

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第二十条 作为自身的事业或其中的一个环节，欲开展特定行为（仅限于认定特定行为业务工作者所从事的工作）业务（以下称“特定行为业务”）的人员，其每个经营场所都必须在其所在地地上级都道府县知事处的进行注册。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の三第二項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とある

のは「附則第二十条第一項の登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七（附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」と、第四十八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第四十八条の六第一項中「登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第二項及び第三項並びに第四十八条の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

2 第十九条及第二十条の規定准用于接受前款注册的人员；第四十八条之三第二款、第四十八条之四至第四十八条之八及第四十八条之十的规定，准用于前款的注册。此种情形下，这些规定中的“厚生劳动大臣”替换为“都道府县知事”；“吸痰等业务”替换为“特定行为业务”；第十九条中的“指定考试机构”替换为“接受附则第二十条第一款注册的人员”（以下称“注册特定行为工作者”）；第二十条第一款中的“指定考试机构”替换为“注册特定行为工作者”；第四十八条之四第三项中的“第四十八条之七”替换为“第四十八条之七（含准用于附则第二十条第二款的情况）”；第四十八条之五的第一款第二项中的“吸痰等”替换为“特定行为”；该款第三项中的“吸痰等”替换为“特定行为”；“护理福祉士”替换为“认定特定行为业务工作者”；第四十八条之六第一款中的“接受注册的人员（以下称“注册吸痰等工作”）”替换为“注册特定行为工作者”；该条第二款及第三款以及第四十八条之七中的“注册吸痰等工作”替换为“注册特定行为工作者”。

（罰則）

（罰則）

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 违反附则第五条第二款规定的，处一年以下徒刑或者三十万日元以下的罚款。

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 违反根据附则第十六条规定做出的停业命令时，做出该违反行为的注册培训机构（该人员为法人时，为其干部或者职员），处一年以下徒刑或者三十万日元以下的罚款。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 符合下列各项中任意一项的，处三十万日元以下罚款。

一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つ

た者

一 违反附则第二十条第一款的规定，未获得该款注册，即从事特定行为业务的人员

二 附则第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

二 违反根据准用于附则第二十条第二款的第四十八条之七的规定做出特定行为业务停止命令的人员

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 符合下列各项中任意一项时，对做出违反行为的注册培训机构（该人员为法人时，为其干部或者职员），处二十万日元以下罚款。

一 附则第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一 未根据附则第十三条的规定做出申报，或者进行虚假申报时。

二 附则第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 违反准用于附则第十八条的第十七条规定，未准备账簿，未记账，或在账簿上做假账，或者未保存账簿时。

三 附则第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 违反准用于附则第十八条的第十九条规定，未报告，或者进行虚假报告时。

四 附则第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 拒绝、妨碍或躲避根据准用于附则第十八条的第二十条第一款规定进行的走访或检查、或者不陈述问题、或做出虚假陈述时。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 符合以下各项中任意一项时，对做出违反行为的人员处二十万日元以下罚款。

一 附则第二十条第二項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一 未根据准用于附则第二十条第二款的第十九条规定进行报告，或者进行虚假报告时。

二 附則第二十条第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 拒绝、妨碍或躲避根据准用于附則第二十条第二款的第二十条第一款规定进行的走访或检查、或者不陈述问题、或做出虚假陈述时。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十六条 法人代表或者法人或自然人的代理人、雇员等其他员工，在其法人或者自然人的业务上，做出违反违反附則第二十三条或者上一条的行为时，除惩罚违法行为人外，还将按照本条各项规定对该法人或者自然人处以罚款。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第二十七条 无正当理由，违反根据附則第四条第四款规定做出的命令，不返还认定特定行为业务工作者认定书的人员，处十万日元以下罚款。

（第四十八条の四第三号の規定の適用関係）

（第四十八条之四第三项规定的适用关系）

第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十八条の七」とあるのは、「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

第二十八条 适用第四十八条之四第三项规定时，在当前一段时间内，该项中的“第四十八条之七”替换为“第四十八条之七（含准用于附則第二十条第二款的情况）”。

**附 則 （平成二年六月二九日法律第五八号） 抄**

**附 則 （1990年6月29日第58号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自1991年1月1日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一及び二 略

一及二 略

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

三 第二条の規定（前項所列事項除外）、第四条及第六条の規定、第九条中の《社会福祉事業法》第十三条、第十七条及第二十条の修正規定及び第十条の規定及び附則第七条、第十一条及第二十三条の規定、附則第二十四条中の《地方税法》第二十三条及第二百九十二条の修正規定及び附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及第三十六条の規定。 1993年4月1日

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

（《社会福祉士及护理福祉士法》部分修订伴随的过渡措施）

第三十二条 第二条の規定による改正前の老人福祉法第六条の規定により置かれた社会福祉主事は、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条の規定の適用については、第二条の規定による改正後の老人福祉法第六条又は第七条の規定により置かれたものとみなす。

第三十二条 根据第二条规定修订前的《老年人福祉法》第六条规定设置的社会福祉主任，在适用根据上一条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条的规定时，视为根据第二条规定修订后的《老年人福祉法》第六条或者第七条规定设置的岗位。

**附 則 （平成三年四月二日法律第二五号） 抄**

**附 則 （1991年4月2日第25号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

1 本法自 1991年7月1日起施行。

**附 則 （平成四年六月三日法律第六七号） 抄**

**附 則 （1992年6月3日第67号法律） 摘录**

（施行期日）

(施行日期)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

第一条 本法自 1993 年 4 月 1 日起施行。

附 則 (平成五年十一月一二日法律第八九号) 抄

附 則 (1993 年 11 月 12 日第 89 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第一条 本法自《行政手続法》(1993 年第 88 号法律)施行之日起施行。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

(咨询等受到不利处置的相关过渡措施)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 接到咨询等其他要求称，应在本法施行前对基于法令的审议会等其他合议制机构，办理赋予《行政程序法》第十三条规定的听证或者辩解的机会的手续等其他相当于陈述意见的手续的情况下，对于该咨询等要求涉及的不利处置的手续，不受根据本法修定后的有关法律规定所限，仍依照先例。

(罰則に関する経過措置)

(罚则相关过渡措施)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 对本法施行前做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

(整理听证相关规定伴随的过渡措施)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十四条 本法施行前，根据法律规定进行的听证、聆讯或听证会（涉及不利处置的事项除外）或者为此而办理的手续，视为根据本法修订后的相关法律的规定处理。

（政令への委任）

（向政令授权）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 除附則第二条至上一条规定的事项外，本法施行所需的相关过渡措施由政令规定。

**附 則 （平成七年五月一二日法律第九一号） 抄**

**附 則 （1995年5月12日第91号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 本法自公布之日起二十天后施行。

**附 則 （平成九年五月九日法律第四五号） 抄**

**附 則 （1997年5月9日第45号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」



を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过三个月的范围内、政令规定之日起施行。但是，第一条中《职业能力开发促进法》（以下称“《能开法》”）的目录，第十五条之六第一款、第十六条第一款及第二款、第十七条、第二十五条、第五节的名称以及第二十七条的修订规定、《能开法》第二十七条之后的下一节起名的修订规定以及《能开法》第二十七条之二第二款、第九十七条之二及第九十九条之二的修订规定、第二条的规定（仅限于《雇用促进事业团法》第十九条第一款第一项及第二项的修订规定）以及下一条至附则第四条、附则第六条至第八条及第十条至第十六条的规定、附则第十七条的规定（《雇用保险法》（1974年第116号法律）第六十三条第一款第四项中的“第十条第二款”改为“第十条之二的第二款”的部分除外）以及附则第十八条至第二十二条的规定，自1999年4月1日起施行。

附 則 （平成九年一二月一九日法律第一三一号） 抄

附 則 （1998年9月28日第110号法律）

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第一条 本法自1999年4月1日起施行。

附 則 （平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）

附 則 （1998年9月28日第110号法律）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

本法自1999年4月1日起施行。

附 則 （平成一一年七月七日法律第八五号） 抄

附 則 （1999年7月7日第85号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过六个月的范围内、政令规定之日起施行。

附 則 （平成一一年一二月八日法律第一五一号） 抄

附 則 （1999 年 12 月 8 日第 151 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2000 年 4 月 1 日起施行。

（経過措置）

（经过措施）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第三条 对于根据部分修订民法的法律（平成十一（1999）年法律第一百四十九号）附则第三条第三款规定仍依前例执行的准禁治产人及其保佐人（监护人）相关的本法修订规定的适用，除以下所列修订规定，均依前例执行。

一から二十五まで 略

一到二十五 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 对本法施行前做出的行为适用惩罚时，仍依照先例。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

附 則 （1999 年 12 月 22 日第 160 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法（第二条及第三条除外）自 2001 年 1 月 6 日起施行。但，下面各号的规定，从决定为该各号的日期开始施行。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

一 第九百九十五条（有关核原料物质，核燃料物质及核反应堆的限制的法律的一部分的修改法律附则的修改规定的部分限定。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二项、第一千三百二十六条及第一千三百四十四条规定 公布の日

附 則 （平成一二年六月七日法律第一一一号） 抄

附 則 （2000 年 6 月 7 日第 111 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

附 則 （平成一三年四月二五日法律第三五号） 抄

附 則 （2001 年 4 月 25 日第 35 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

第一条 本法自 2001 年 10 月 1 日起施行。

附 則 （平成一三年七月一一日法律第一〇五号） 抄

附 則 （2001 年 7 月 11 日第 105 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

二 第56条中加一款修订規定、第五十七条第三款的修订規定、第六十七条中加一款修订規定以及第七十三条之三及第八十二条之十的修订規定以及下一条及附則第五条至第十六条的規定 2002年4月1日

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

附 則 (2006年6月2日第50号法律) 摘录

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

本法自《一般社団・財団法人法》施行之日起施行。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

附 則 (2007年6月27日第96号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过六个月的范围内、政令规定之日起施行。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二五号) 抄

附 則 (2007年12月5日第125号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2017 年 4 月 1 日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日

一 第一条及第四条至第六条的规定以及附则第八条及第九条第一款的规定 公布之日

二 次条第一項及び第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 下一条第一款及第三款的规定 公布之日起不超过一年的范围内、政令规定之日

三 第二条の規定及び附則第三条から第五条までの規定 平成二十一年四月一日

三 第二条的规定及附则第三条至第五条的规定 2009 年 4 月 1 日

四 次条第二項の規定 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の公布の日

四 下一条第二款的规定 《社会福祉法》等的部分修订法（2016 年第 21 号法律）公布之日

五 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日

五 第二条之二的规定 2016 年 4 月 1 日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十一条の規定 平成三十四年四月一日

六 第三条之二的规定以及附则第七条、第十条及第十一条的规定 2022 年 4 月 1 日

（準備行為）

（准备行为）

第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行前においても、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

第二条 根据第二条的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第四十条第二款第一项及附则第二条第一款的规定，指定高等学校及中等教育学校以及相关的必要程序等行为，在上一条第三款所列规定施行前，仍可根据第二条规定修订后的本法第四十条第二款第一项及附则第二条第一款规定的事例进行。

2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

2 根据第二条之二的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第四十条第二款第二项的规定，指定学校及培训机构以及相关的必要程序等行为，在上一条第五款所列规定施行前，仍可根据该款第二项规定的事例进行。

3 第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号までの規定の例により行うことができる。

3 根据第三条的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》（以下称《新法》）第四十条第二款第一项至第三项的规定，指定学校及培训机构以及相关的必要程序等行为，在本法实施之前，仍可根据该款第一项至第三项规定的事例进行。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

（《社会福祉士及护理福祉士法》部分修订伴随的过渡措施）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条の規定にかかわらず、社会福祉士試験を受けることができる。

第三条 符合下列任意一项者，不受第二条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条的规定所限，可以参加社会福祉士考试。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号のいずれかの要件に該当する者

一 附則第一条第三项所列规定施行时，已符合根据第二条的规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第一项、第二项、第四项、第五项、第七项和第八项的中任意一项条件的人员

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目（以下この項において「旧指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

二 附則第一条第三项所列规定施行之日前，在基于《学校教育法》（1947年第26号法律）成

立的大学（短期大学除外。以下在本项及下一项中亦同）就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第一项规定的条件的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的大学入学，在该大学中对该项规定的指定科目（以下本款中称“原指定科目”）进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外）

三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この項において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

三 附則第一条第三项所列規定施行之日前，在基于《学校教育法律》成立的大学就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第二项规定的条件的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的大学入学，在该大学对该项规定的基础科目（以下本款中称“原基础科目”）进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外。）

四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第四号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

四 附則第一条第三项所列規定施行之日前，在基于《学校教育法》成立的短期大学（仅限于学习年限为三年的大学。以下在本项及下一项中亦同）就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第四项规定的条件的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的短期大学入学，在该短期大学对原指定科目进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外。）

五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第五号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 附則第一条第三项所列規定施行之日之前，在基于《学校教育法》成立的短期大学就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第五项规定的条件的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成

立的短期大学入学，在该短期大学对原指定科目进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外）

六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 附則第一条第三项所列規定施行之日前，在基于《学校教育法》成立的短期大学就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第七项规定的条件的人员等厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的短期大学入学，在该短期大学对原指定科目进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外）

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第八号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 附則第一条第三项所列規定施行之日前，在基于《学校教育法》成立的短期大学就读，在同一天以后符合根据第二条的规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第八项规定的条件的人员等厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的短期大学入学，在该短期大学对原指定科目进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外）。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条の規定にかかわらず、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。

2 符合下列任意一项条件的人员，不受第二条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条的规定所限，可以参加附则第一条第三项所列規定施行之日起，至该条第一项所规定的施行之日起五年之内实施的社会福祉士考试及在同一天以后最先实施的社会福祉士考试。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第十一号に規定する要件に該当する者

一 附則第一条第三项所列規定施行时，已符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第十一项规定的条件的人员



二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して五年を経過する日までに第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

二 附則第一条第三号所列規定施行之日起，至该条第一号所列之日经过五年后之日，符合根据第二条的规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第七条第十一项规定的条件的人员

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第四条 符合下列任意一项的人员，不受根据第二条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第三十九条的规定所限，具备成为护理福祉士的资格。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当する者

一 附則第一条第三号所列規定施行時，已符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第三十九条第二项规定的条件的人员

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

二 附則第一条第三号所列規定施行之日前，在基于《学校教育法》成立的大学就读，在同一天以后符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第三十九条第二项的条件的人员等厚生劳动省省令规定与其同等的人员（同一天以后，在基于《学校教育法》成立的大学入学，在该大学对该项规定的厚生劳动大臣指定社会福祉相关科目（以下本款中称“原基础科目”）进行学习且毕业的人员等其他厚生劳动省省令规定与其同等的人员除外）。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

第五条 附則第一条第三号所列規定施行時，已符合根据第二条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第四十条第二款第二项规定的条件的人员，不受根据第二条的规定修订后的本法第四十条第二款规定所限，可以参加护理福祉士考试。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法

（以下「旧法」という。）第三十九条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第六条 本法施行時、符合条件根据第三条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》（以下称“旧法”）中第三十九条任意一项条件的人员，不受新法第三十九条规定所限，具备成为护理福祉士的资格。

第六条之二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日（次項及び次条において「五年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

第六条之二 本法施行之日起至 2022 年 3 月 31 日之间，符合新法第四十条第二款第一项至第三项中任意一项的人员（根据上一条规定具备成为护理福祉士资格的人员除外），不受新法第三十九条的规定所限，直至符合之日（以下称“符合条件之日”）以后要求相应日所属年度的下个年度 4 月 1 日起经过五年之日（下一款及下一条中称“五年后之日”）期间，有资格成为护理福祉士。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

2 根据前款规定，认定具备成为护理福祉士资格的人员（在未到五年后之日期间，在护理福祉士的考试中合格的人员除外。以下称“符合条件者”）接受护理福祉士的注册，具备该条件的人员在到五年后之日期间，如未通过护理福祉士考试，就会在五年后之日失效。

第六条之三 要件該当者であって、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条之三 符合条件并在五年后之日之前注册成为护理福祉士的人员，但符合条件之日所属年度的下一年度 4 月 1 日至五年后之日期间，继续从事根据《旨在加强护理服务基础而部分修订护理保险法等法律》（2011 年第 72 号法律）附则第十三条第九款的规定，替换适用本法第五条规定的修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》第二条第二款规定的护理等业务的情况下，不受新法第三十九条及上一条第二款的规定所限，即便在五年后之日第二天以后，仍具备成为

护理福祉士の資格。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。）をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間（当該期間が五年を超えるときは、五年）を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間（次条に規定する育児休業等の期間を除く。）」とする。

第六条之四 符合条件的人员，在适用附则第六条之二的第一款期间获得育儿休假等（《关于育儿休假、护理休假等育儿或从事家庭护理工作的劳动者的福祉的法律（1991年第76号法律）第二条第一项规定的育儿休假、该条第二项规定的护理休假等其他厚生劳动省省令规定与其同等的休假除外）的人员，适用前两条的规定时，该款中的“五年”替换为“在五年基础上加上附则第六条之四中规定的育儿休假期间（该期间超过五年时，为五年）”后的期间，上一条中“至五年后之日期间”替换为“至五年后之日期间（下一条规定的育儿休假等的期间除外）”。

第七条 この法律の施行の際現に准介護福祉士という名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 附則第一条第六項所列規定施行時、已使用准护理福祉士名称的人员，在根据第三条之二的規定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》附則第七条の規定施行后六个月期间，不适用该项所列規定。

（政令への委任）

（向政令授权）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 除附則第三条至上一条規定の事項外，本法施行所需的相关过渡措施由政令規定。

（検討）

（探討）

第九条 政府は、經濟上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九条 政府应当结合日本国政府与菲律宾共和国政府就《日本国和菲律宾共和国经济合作协

定》的协商情况，以本法公布后五年为期，就准护理福祉士制度开展探讨，并根据其结果采取必要的措施。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府应当以本法施行后五年为期，结合新法的施行情况等因素，就依据本法实施修订后的社会福祉士和护理福祉士的资格制度开展探讨，并在认为有必要时，根据其结果采取必要的措施。

附 則 （平成二二年一二月一〇日法律第七一号） 抄

附 則 （2010 年 12 月 10 日第 71 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

一 第一条的规定、第二条中《残障人士自立支援法》目录的修订规定（仅限于“第 31 条”修订为“第三十条之二”的部分。在第三项中亦同）、本法第一条的修订规定、本法第二条第一款第一项的修订规定、本法第三条的修订规定、本法第四条第一款的修订规定、本法第二章第二节第三小节中第三十一条之后加入的一条修订规定、本法第四十二条第一款的修订规定、本法第七十七条第一款第一项的修订规定（仅限于删除“，根据其适应能力及适应性”的部分。在第三项中亦同）以及本法第七十七条第三款及第七十八条第二款的修订规定、第四条中《儿童福祉法》第二十四条之十一的第一款的修订规定以及第十条的规定以及下一条以及附则第三十七条及第三十九条的规定 公布之日

(検討)

(探討)

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 政府于残障保健福祉措施调整之际，就对疑难病例患者等提供支持及对残障者等提供移动支持的方针进行必要的探讨，并根据其结果采取相应的措施。

(施行前の準備)

(施行前的准备)

第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手續、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三十七条 施行本法（附則第一条第三项所列规定，为该规定。以下本条中亦同）所需的条例的制定或者修订、根据《新自立支援法》第五十一条之十九规定办理的《新自立支援法》第五十一条之十四第一款的指定手续、根据《新自立支援法》第五十一条之二十第一款规定办理的《新自立支援法》第五十一条之十七第一款第一项的指定手续、根据《新儿童福祉法》第二十一条之五之十五的规定办理的《新儿童福祉法》第二十一条之五之三第一款的指定手续、根据《新儿童福祉法》第二十四条之二十八第一款规定办理的《新儿童福祉法》第二十四条之二十六第一款第一项的指定手续、根据《新儿童福祉法》第三十四条之三第二款做出的申报等其他行为，在本法施行前仍可进行。

(罰則の適用に関する経過措置)

(适用罚则的相关过渡措施)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十八条 在根据本法施行前做出的行为以及附则第十三条及第三十一条规定依照先例的情况下，对本法施行后做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

(その他経過措置の政令への委任)

(向政令授权其他过渡措施)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十九条 除本附則规定的各项外，本法施行伴随的必要过渡措施（含罚则相关过渡措施）由政令规定。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

附 則 （2011年6月22日第72号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起执行。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

一 第二条(仅限于《老年人福祉法》目录的修订规定、删除本法第四章之二的修订规定、将本法第四章之三改为第四章之二的修订规定及本法第四十条第一项的修订规定（仅限于删节“第二十八条之十二第一款或”的部分))、第四条、第六条及第七条的规定以及附则第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（仅限于《关于应对东日本大地震的特别财政支持及援助的法律》（2011 第 40 号法律）附则第一条但书中的修订规定及删除该条各项规定的修订规定以及本法附则第十四条的修订规定）及第五十条至第五十二条的规定 公布之日

(検討)

(探讨)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府应当以本法施行后五年为期，对依据本法规定实施修订后规定的施行情况予以探讨，并在认为有必要时，根据其结果采取必要的措施。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

（《社会福祉士及护理福祉士法》部分修订伴随的过渡措施）

第十二条 平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第二条第二項中「介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等の」とあるのは「喀痰（かくたん）吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八条第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

第十二条 自 2012 年 4 月 1 日至 2016 年 3 月 31 日期间，根据第五条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》（以下称《新社会福祉士及护理福祉士法》）第二条第二款中“护理（含吸痰等其他该人员在日常生活中需要、且在医生的指导下进行（仅限于厚生劳动省省令规定的事项）的行为，以下称“吸痰等”）”替换为“护理”；《新社会福祉士及护理福祉士法》第三条第三项中“社会福祉或者保健医疗”替换为“社会福祉”；《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第三条第一款中“从事护理工作的人员（护理福祉士除外。下一条第二款中亦同）”替换为“从事护理工作的人员”；“本条第一款”替换为“下一条第一款”；“吸痰等的”替换为“吸痰等其他由于身体上或者精神上的障碍而在日常生活上存在困难的人员在日常生活需要、且在医生的指导下进行（仅限于厚生劳动省省令规定的事项。附则第八条第一款第一项及第二项中的“吸痰等”）的”。

2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十八年三月三十一日までは、適用しない。

2 《新社会福祉士及护理福祉士法》第四十八条之二第一款及第四十八条之三第一款の規定，在 2015 年 3 月 31 日之前，不适用。

第十三条 平成二十八年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であって同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条にお

いて「特定登録者」という。)については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

第十三条 2016年4月1日注册成为护理福祉士的人员及同一天具备成为护理福祉士资格的人员,在同一天之后注册成为护理福祉士的人员(以下本条中称“特定注册人员”),不适用《新社会福祉士及护理福祉士法》第二条第二款、第三条(仅限于与第三项相关的部分)及第四十八条之二第一款的规定,根据第五条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第二条第二款及第三条(仅限于与第三项相关的部分)的规定,仍然有效。

2 特定登録者は、平成二十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。

2 特定注册人员在2016年4月1日至2027年3月31日之间进行申请的情况下,不受前款规定所限,适用《新社会福祉士及护理福祉士法》第二条第二款、第三条(仅限于与第三项相关的部分)及第四十八条之二第一款的规定。

3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立って厚生労働大臣が指定する研修の課程(次項及び第五項において「指定研修課程」という。)を修了しなければならない。

3 欲进行前款申请的特定注册者,在其申请之前,应修完成厚生劳动大臣指定的培训课程(下一款及第五款中称“指定培训课程”)。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

4 厚生劳动大臣在接到根据第二款规定做出的申请时,必须立即将修完指定培训课程一事附记在该特定注册人员的相关护理福祉士注册簿上。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録証(次項において「特定登録証」という。)を交付しなければならない。

5 厚生劳动大臣,根据前款规定,在护理福祉士的注册簿上做附记时,应向该申请人发放写有其已经修完指定培训课程的护理福祉士注册证(下一款称“特定注册证”)。

6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しなければならない。

6 根据前款规定被授予特定注册证的特定注册人员,必须立即向厚生劳动大臣归还已领取的护理福祉士注册证。



7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 除上述各款規定の内容外、特定注册人员的相关培训等其他各款规定的与施行有关的必要事项，由厚生劳动省省令规定。

8 特定登録者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であって、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「平成十九年一部改正法」という。）第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、同年四月一日以後は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であって、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とする。

8 对特定注册人员适用《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第三条第一款规定时，在 2016 年 4 月 1 日至 2022 年 3 月 31 日期间，该款中“护理福祉士”替换为“护理福祉士（《旨在加强护理服务基础的护理保险法等的部分修订法律》（2011 年第 72 号法律）附则第十三条第一款规定的特定注册人员中，未完成本条第三款规定的指定培训课程的人员除外）”。关于适用根据《社会福祉法等的部分修订法》（2016 年第 21 号法律）第五条规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法等的部分修订法》（以下称“2007 年部分修订法”）第三条之二中规定的修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》附则第十条第一款规定，自同年 4 月 1 日以后，该款中“护理福祉士”替换为“护理福祉士（《旨在加强护理服务基础的护理保险法等的部分修订法律》（2011 年第 72 号法律）附则第十三条第一款规定的特定注册人员中，未完成本条第三款规定的指定培训课程的人员除外）”。

9 次に掲げる者（次項及び第十一項において「新特定登録者」という。）に対する新社会福祉士及び介護福祉士法の適用については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項中「介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

9 针对下列人员（下一款及第十一款中称“新特定注册人员”）适用《新社会福祉士及护理福祉士法》时，含《新社会福祉士及护理福祉士法》第二条第二款中“护理（含吸痰等其他该人员在日常生活中需要、且在医生的指导下进行（仅限于厚生劳动省省令规定的事项））的行为，

以下称“吸痰等”)”替换为“护理”;《新社会福祉士及护理福祉士法》第三条第三项中的“社会福祉或者医疗保健”替换为“社会福祉”;不适用《新社会福祉士及护理福祉士法》第四十八条之二第一款的规定。

一 平成二十八年四月二日から平成二十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者(特定登録者を除く。)であって、当該資格を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの

一 在2016年4月2日至2017年3月31日期间,根据2007年部分修订法第三条规定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》第三十九条第一项至第三项规定,具备成为护理福祉士的资格的人员(特定注册人员除外),在取得该资格之日后,注册成为护理福祉士的人员

二 平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者であって、当該資格を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの(介護福祉士試験に合格した者を除く。)

二 在2017年4月1日至2022年3月31日期间,根据2007年部分修订法附則第六条之二第一款规定,具备成为护理福祉士的资格的人员,在取得该资格之日后,注册成为护理福祉士的人员(护理福祉士考试合格的人员除外)。

10 新特定登録者については、平成二十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定は、適用しない。

10 新特定注册人员,在2016年4月1日至2027年3月31日期间做出申请的情况下,不适用前款规定。

11 第三項から第八項までの規定は、新特定登録者について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二項」とあるのは「第十項」と、第五項及び第六項中「特定登録証」とあるのは「新特定登録証」と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」とあるのは「新特定登録者」と、「同条第三項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

11 第三款至第八款的规定,准用于新特定注册人员。此种情形下,第三款中的“前款”及第四款中的“第二款”替换为“第十款”;第五款及第六款中的“特定注册证”替换为“新特定注册证”;第八款中的“附則第十三条第一款”替换为“附則第十三条第九款”;“特定注册人员”替换为“新特定注册人员”;“本条第三款”替换为“准用于本条第十一款的本条第三款”。

第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為(以下この項において「特定行為」という。)を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者(この

法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰(かくたん)吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

第十四条 本法施行時、已经从事护理工作的人员中，在本法施行时已修完妥善进行《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第三条第一款规定的特定行为（以下本款中称“特定行为”）所需的知识及技能的人员（本法施行时，正在学习为妥善进行特定行为所需的知识及技能，含在法律施行后完成学习的人员），根据厚生劳动省省令的规定，每一相应特定行为都能得到都道府县知事的认定，认定其与修完《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第四条第二款规定的吸痰等培训课程的人员具备同等以上的知识及技能。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

2 不受《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第四条第二款规定所限，都道府县的知事，可以向得到前款认定的人员，发放本条第一款的认定特定行为业务工作者认定证书。

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する附則第十二条第一項の規定により読み替えられた新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰(かくたん)吸引等」という。）のうち」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰(かくたん)吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、同年四月一日以後は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定

行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰（かくたん）吸引等のうち」とする。

3 根据前款规定，针对被授予《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第四条第一款的认定特定行为业务工作者认定书的人员，适用根据附则第十二条第一款的规定被替换的《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第三条第一款的规定时，在2012年4月1日至2016年3月31日期间，该款中的“在医生的指导下，”替换为“在医生的指导下，根据《旨在加强护理服务基础的护理保险法等的部分修订法律》（2011年第72号法律）附则第十四条第一款的规定被授予认定的每位人员涉及该认定的”；“称‘吸痰等’）其中根据该认定特定行为业务工作者修完的下一条第二款规定的吸痰等培训课程“替换为“称‘吸痰等’中”。适用《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第三条第一款规定时，在同年4月1日至2022年3月31日期间，该款中的“在医生的指导下，”替换为“在医生的指导下，根据《旨在加强护理服务基础的护理保险法等的部分修订法律》（2011年第72号法律）附则第十四条第一款规定被授予认定的每位人员涉及该认定的”；“根据吸痰等该认定特定行为业务工作者修完的下一条第二款规定的吸痰等培训课程”替换为“吸痰等之中”。适用根据《社会福祉法等的部分修订法》（2016年第21号法律）第五条的规定修订后的2007年部分修订法第三条之二中的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉法》附则第十条第一款规定时，同年4月1日以后，该款中“在医生的指导下，”替换为“在医生的指导下，根据《旨在加强护理服务基础的护理保险法等的部分修订法律》（2011年第72号法律）附则第十四条第一款规定被授予认定的每位人员涉及该认定的”；“根据吸痰等该认定特定行为业务工作者修完的下一条第二款规定的吸痰等培训课程”替换为“吸痰等之中”

4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による交付について準用する。

4 《新社会福祉士及护理福祉法》附则第四条第三款及第五条的规定，也准用于根据第二款规定做出的发放。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 除上述各款规定的事项之外，根据第二款规定发放等其他上述各款规定施行的相关必要事项，由厚生劳动省省令规定。

第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項及び第二十条第一項の登録並びに前条第一項の認定の手續は、施行日前においても行うことができる。

第十五条 《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第四条第二款及第二十条第一款的注册以及上一条第一款的认定手续，可以在施行之日前办理。

第十六条 附則第十四条第四項において準用する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 违反准用于附则第十四条第四款的《新社会福祉士及护理福祉士法》附则第五条第

二款规定的人员，处一年以下有期徒刑或者三十万元以下罚款。

（罰則に関する経過措置）

（罰則相关过渡措施）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十一条 对本法（附則第一条第一项所列規定，为该規定）施行前做出的行为适用罚则时，依照先例。

（政令への委任）

（向政令授权）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五十二条 除本附則规定的事项外，本法施行所需的相关过渡措施（含罚则相关过渡措施）由政令规定。

**附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄**

**附 則 （2011年6月24日第74号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 本法自公布之日起二十天后施行。

**附 則 （平成二六年六月四日法律第五一号） 抄**

**附 則 （2014年6月4日第51号法律） 摘录**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 本法自2015年4月1日起施行。

(処分、申請等に関する経過措置)

(有关处分、申请等的经过措施)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第七条 属于本法（有关附则第一条各项所规定的，为相应各项规定。本条及下一条亦同。）施行前根据本法修订前的各项法律的规定做出的许可等处理等其他行为（本款下称“处理等行为”。）或本法施行之际根据本法修订前的各项法律的规定做出的许可等的申请等其他行为（本款下称“申请等行为”。），本法施行之日应负责有关行为的行政事务者有所不同的，除附则第二条至前条的规定或根据本法修订后的各项法律（含据此制定的命令。）的过渡性措施有相关规定的，关于本法施行之日以后本法修订后的各项法律的适用，均视为本法修订后的各项法律的相应规定做出的处理等行为或申请等行为。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 属于本法施行前根据本法修订前的各项法律的规定应向国家或地方公共团体的机关进行报告、申报、提交等其他手续的事项，本法施行之日前尚未进行该手续的，除本法及据此制定的政令有另行规定，均视为根据本法修订后的各项法律的相应规定应向国家或地方公共团体的机关进行报告、申报、提交等其他手续但尚未进行的事项，适用根据本法修订后的各项法律的规定。

(罰則に関する経過措置)

(罚则相关过渡措施)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 对本法施行前做出的行为适用罚则时，需依照先例。

（政令への委任）

（向政令授权）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条 除附則第二条至上一条规定的事项外，本法施行所需的相关过渡措施（含罚则相关过渡措施）由政令规定。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

附 則 （2014年6月13日第69号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第一条 本法自《行政上诉法》（2014年第68号法律）施行之日起施行。

（経過措置の原則）

（经过措施的原则）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第五条 属于对行政厅的处理等其他行为或不作为的复议申诉，针对本法施行前的行政厅的处理等其他行为或本法施行前的申请相关的行政厅的不作为，除本附则有特别规定的，均依前例执行。

（訴訟に関する経過措置）

（有关诉讼的经过措施）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服

申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第六条 属于根据本法修订前的法律规定的未经行政厅对复议申诉裁决、决定等其他行为不得提起诉讼的事项，未提出该复议申诉且本法施行前已超过可提出期限（含该复议申诉为未经行政厅对其他复议申诉裁决、决定等其他行为不得提起诉讼的，未提出相应的其他复议申诉且本法施行前已超过可提出期限的。）的诉讼的提起，仍依前例执行。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

2 属于根据本法规定修订前的法律规定（含前条规定仍依前例执行的情形。）提出了异议申诉的处理等其他行为，根据本法规定修订后的法律规定对未经审查请求的裁决不得提起的撤销诉讼的提起，仍依前例执行。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

3 属于对行政厅的复议申诉的裁决、决定等其他行为的撤销诉讼，且于本法施行前提起的，仍依前例执行。

（罰則に関する経過措置）

（有关罚则的经过措施）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 对于本法施行前发生的行为以及附则第五条及前二条规定仍依前例执行的本法施行后发生的行为的罚则的适用，仍依前例执行。

（その他の経過措置の政令への委任）

（向其他的经过措施的向政令委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十条 除附则第五条至前条规定的内容外，本法施行所需的过渡性措施（含罚则相关的过渡



性措施。), 由政令做出规定。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

附 則 (2014 年 6 月 25 日第 83 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日或者 2014 年 4 月 1 日中较晚之日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

一 第十二条中《诊疗放射线技师法》第二十六条第二款的修订规定及第二十四条的规定以及下一条以及附則第七条、第十三条但书、第十八条、第二十条第一款但书、第二十二條、第二十五條、第二十九條、第三十一條、第六十一條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十一條及第七十二條的规定 公布之日

(罰則の適用に関する経過措置)

(适用罚则的相关过渡措施)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十一条 在根据本法（附則第一条各项所列规定为该规定。以下在本条中亦同）施行前做出的行为以及本附則的规定依照先例的情况下，在根据本法施行后做出的行为及本附則的规定仍然有效的情况下，对本法施行后做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

(政令への委任)

(向政令授权)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七十二条 除附則第三条至第四十一条及上一条规定的各项外，伴随本法施行所需的过渡措施由政令规定。

附 則 （平成二八年三月三十一日法律第二一号） 抄

附 則 （2016年3月31日第21号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2017 年 4 月 1 日起施行。但下列各项规定自该项规定之日起施行。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

一 第五条及第六条的规定以及附则第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及第三十五条的规定 公布之日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

二 第一条、第三条及第四条的规定以及下一条至附则第四条的规定、以及附则第六条、第二十六条至第三十条、第三十三条、第三十六条及第三十八条的规定 2016 年 4 月 1 日

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う準備行為）

（《社会福祉士及护理福祉士法》部分修订伴随的准备行为）

第三十一条 第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、第二号施行日前においても、第四条の規定による改正後の同法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

第三十一条 根据第四条的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》附则第二条第一款（仅限与该款第二项及第三项有关的部分）的规定，高等学校及中等教育学校的指定及所需手续等其他行为，在第二项施行之日前，仍可根据第四条规定修订后的本法附则第二条第一款（仅限

与第二项及第三项有关的部分) 规定的事例进行。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

(《社会福祉士及护理福祉士法》部分修订伴随的过渡措施)

第三十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりされている学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項又は第三項の規定によりされた学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為とみなす。

第三十二条 附則第一条第一项所列規定施行時、已根据第五条規定修订前的《社会福祉士及护理福祉士法》等部分修订的法律附則第二条第二款規定做出的学校及培训机构的指定以及相关必要手続等其他行为，视为根据第五条的规定修订后的《社会福祉士及护理福祉士法》等部分修订法律附則第二条第二款或第三款規定的学校及培训机构的指定以及相关必要手続等其他行为。

(罰則の適用に関する経過措置)

(适用罚则的相关过渡措施)

第三十三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十三条 在根据本法(附則第一条第二项所列規定，为该規定。以下本条中亦同)施行前做出的行为及本附則的規定依照先例的情况下，对本法施行后做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

(政令への委任)

(向政令授权)

第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十四条 除本附則規定的事項外，本法施行所需的相关过渡措施(含罚则相关过渡措施)由政令規定。

(検討)

(探讨)

第三十五条 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十五条 政府应当以本法公布后五年为期，结合依据本法实施修订后的各项法律（以下在本款中称“修订后的各项法律”）的施行情况等因素，对修订后的各项法律的规定予以探讨，并在认为有必要时，根据其结果采取必要的措施。